

産業廃棄物処理計画書	
令和元年6月30日	
秋田県知事 殿	
提出者 住 所 仙台市青葉区二日町1-27 氏 名 鹿島建設株式会社 東北支店 常務執行役員支店長 勝治 博 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 022-261-9221 (安全環境部)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	鹿島建設株式会社 東北支店
事業場の所在地	仙台市青葉区二日町1-27
計画期間	平成31(令和元)年4月1日～令和2年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	平成30年度 完成工事高 1,555億円(東北支店管内)
③従業員数	750人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 発生 副産物の発生予測を行い、発生抑制、再使用、リサイクルを検討 2. 分別・保管 工程に応じた分別方法やヤード、収集容器等の検討(排出場所は建設工事現場) 3. 収集運搬・処分 許可証を有する収集運搬・処分会社の登録制度を設け、事前に施設等を確認のうえ業者選定を行い、再資源化(中間処理場)の委託 認定処理会社への委託を基本処理として推進



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

*別紙1「環境管理推進体制と担当者の役割」

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】 *別紙4「産業廃棄物の排出量及び委託量の現状と計画」		
	産業廃棄物の種類	別紙4	
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 最終処分率3%（最終処分量÷建設副産物発生量）を目標として全社的にゼロエミッション活動を推進する。 環境負荷の小さい資材・工法・技術の採用を進める、グリーン調達への取組を推進する。 *別紙2「ゼロエミッション活動」 *別紙3「グリーン調達」		
②計画	【目標】 *別紙4「産業廃棄物の排出量及び委託量の現状と計画」		
	産業廃棄物の種類	別紙4	
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き、ゼロエミッション活動、グリーン調達を展開		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ①産業廃棄物の品目ごとの収集・分別を推進 ②各種スクラップ、段ボール等を有価物として搬出 ③特定建設資材の分別解体・再資源化徹底 ④①～③による3Rの推進 ⑤その他、関係法令の遵守
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引き続き、現場単位での細かな分別を行う。 コンクリートがら・アスファルトがら・木くず・段ボール・スクラップ・紙くず・廃プラスチック類・廃石膏ボードについては分別を必須とする。 優良産業処理業者認定制度を活用し、リサイクル率の高い優良な産廃処理業者への処理委託も検討することで、循環型社会の形成に寄与していく。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 —		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】 *別紙4「産業廃棄物の排出量及び委託量の現状と計画」		
	産業廃棄物の種類	別紙4	別紙4
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 *別紙4「産業廃棄物の排出量及び委託量の現状と計画」		
	産業廃棄物の種類	別紙4	別紙4
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】 *別紙4「産業廃棄物の排出量及び委託量の現状と計画」		
	産業廃棄物の種類	別紙4	別紙4
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	処理委託契約前に施設確認を行い、適正処理をしていると見込まれる 処理会社に委託する。 また、混合廃棄物、汚泥等については指定業者制度を取り、年に1回 の施設確認を実施している。		

(第5面)

②計画	【目標】＊別紙4「産業廃棄物の排出量及び委託量の現状と計画」		
	産業廃棄物の種類	別紙4	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 処理委託施設の定期的な視察の実施、二次処理先、再生委託先の把握、 及び最終処分先の確認 (継続実施)		
※事務処理欄			

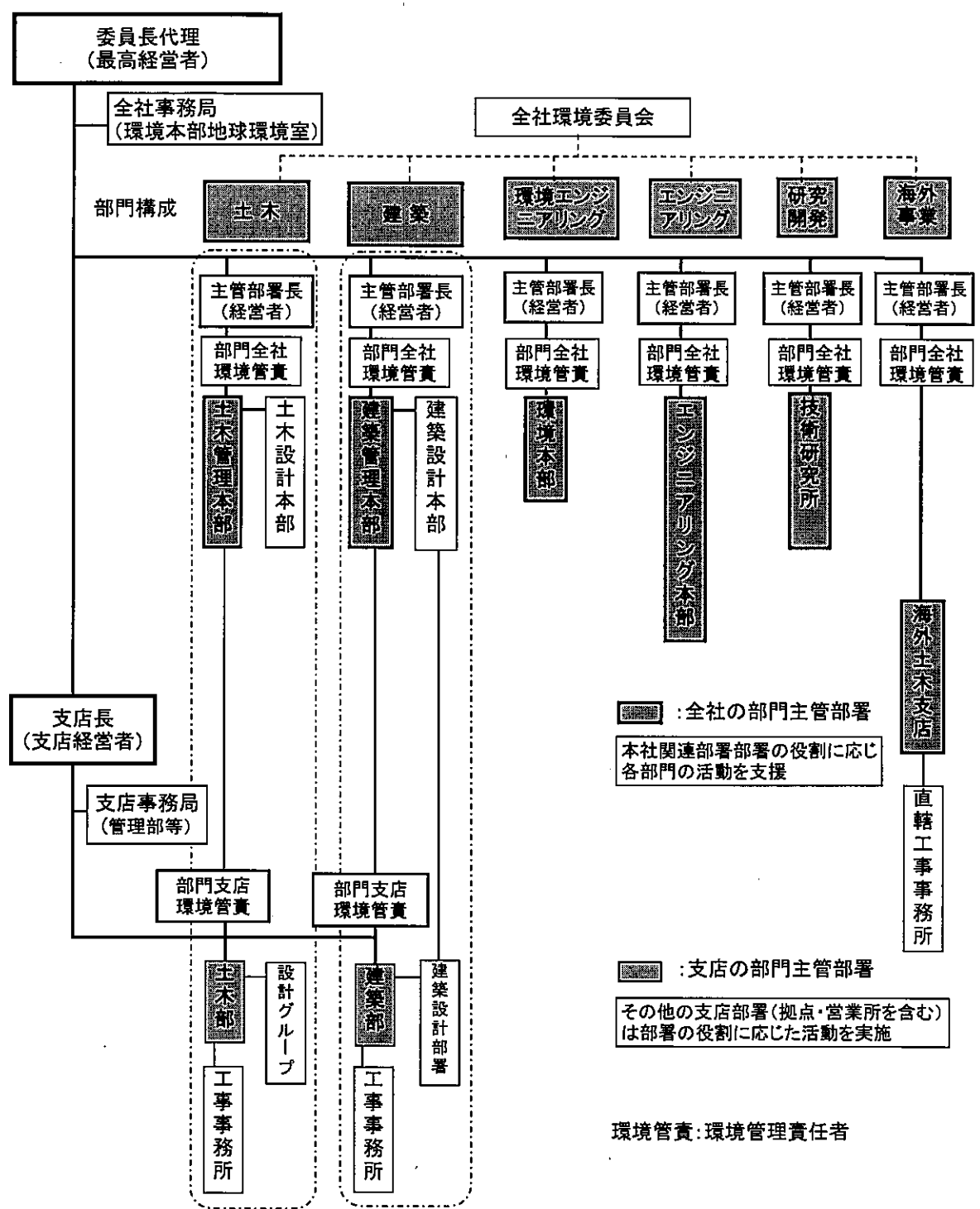
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

環境管理推進体制と担当者の役割

1. 環境管理推進体制

2012年7月改訂



2. 担当者の役割

環境管理を適正に推進するために、支店、営業所、工事事務所（現場）等における関係者の責務と役割を明確にした社内管理体制を以下に示す。

(1) 総括環境管理者(社長任命)

役 割	要 点
環境管理計画書の審査	工事開始時、計画変更時
環境関連通知事項の周知・徹底	法の遵守
重要問題発生時の社内報告・対応	本支店関連部署との連携
環境管理パトロールの定期的実施	現場指導・評価
法及び条例の特定の確認	関係官庁からの指導
諸官庁等提出書類の審査及び提出	

(2) 統括環境管理者(支店長任命、原則所長)

役 割	要 点
環境保全に関する所長方針の策定	環境目的・目標の決定
環境関連通知事項の周知・徹底	法の遵守
環境管理計画書の作成と管理業務内容の確立	工事開始時、計画変更時
環境管理計画書の所内教育の実施	転入社員、契約社員、JV 構成員
緊急事態体制と連絡網の確立	緊急事態対応記録
緊急事態訓練の実施	緊急事態対応計画作成
緊急事態発生時の対応	建設公害関係速報
現場内環境管理パトロールの実施	苦情、法違反の有無と対応措置
処理業者の選定と委託契約の締結	支店登録 現地確認
諸官庁等提出書類の作成	

(3) 環境管理者(支店長任命、所長の補佐)

役 割	要 点
環境管理計画書に沿った管理業務遂行	環境管理実施記録
マニフェストの交付と処理伝票管理	A、B ₂ 、D、E 票回収・照合・記録
新規入場者教育時に環境保全教育の実施	「必要資格確認シート」
土木工事管理要領（土木）、KTMS 苦情処理実施要領（建築）に基づく適切な苦情処理対応・報告	「環境情報フォローシート」（土木） 「苦情・調査依頼・相談受付票」「苦情・調査依頼・相談報告書」（建築）
建設副産物を売却又は有効利用する場合の適正処理	「資材再利用等に関する覚書」 「リサイクル伝票」
廃棄物処理責任者、副産物利用促進責任者を兼任	
諸官庁への届出書類報告	諸届出の実施
許可証事前確認	処分場所の確認

(4) 環境推進員(支店長任命、営業所)(支店によっては置かない場合もある)

役 割	要 点
支店及び管内現場の連絡調整	環境情報（本支店現場間）の周知
定例環境委員会の開催	月 1 回所長会等
県条例（市町村含む）の調査・周知	上乘せ基準
廃棄物処理状況の報告	調査評価
管内現場の環境パトロール	現場間格差是正

10 ゼロエミッション活動

建設業は、国内の資源利用の3割強を、また産業廃棄物発生量の2割を占めており、循環型社会の構築は、建設業の使命である。

従来型の「大量投入・大量廃棄」型の生産方式から一歩踏み出して、「生産性向上」と「環境負荷低減」の両立を目指して、資源の有効利用、副産物の発生抑制やリサイクルを促進するゼロエミッション活動に取り組むことが重要である。

1. ゼロエミッションとは

1994年に国連大学が提唱した概念で、経済活動により発生したあらゆる副産物を有効活用し、資源を循環させることにより廃棄物の最終処分量（埋立）を限りなくゼロに近づけることをいう。

以下に建設業におけるゼロエミッションの概念を示す。

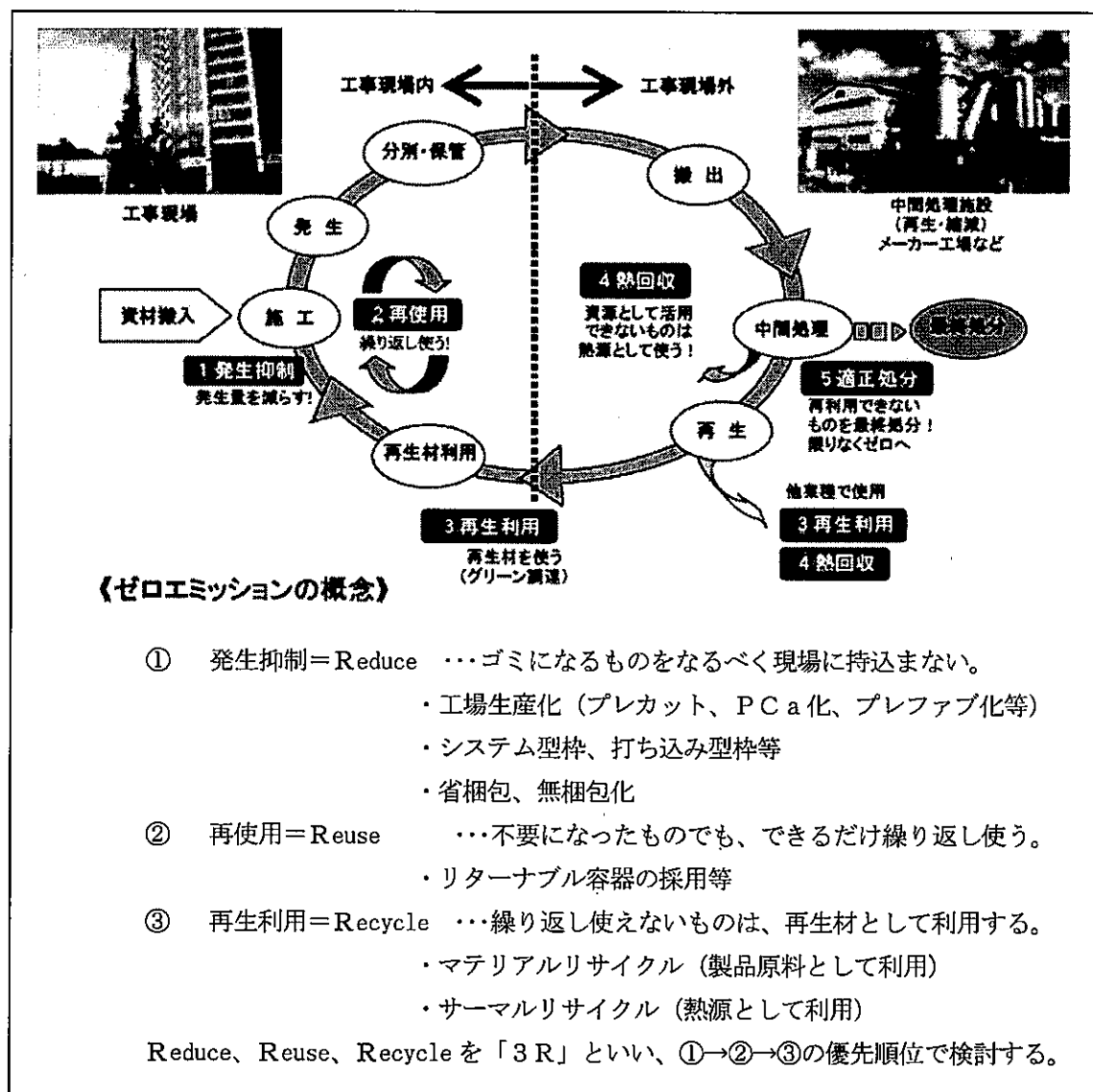


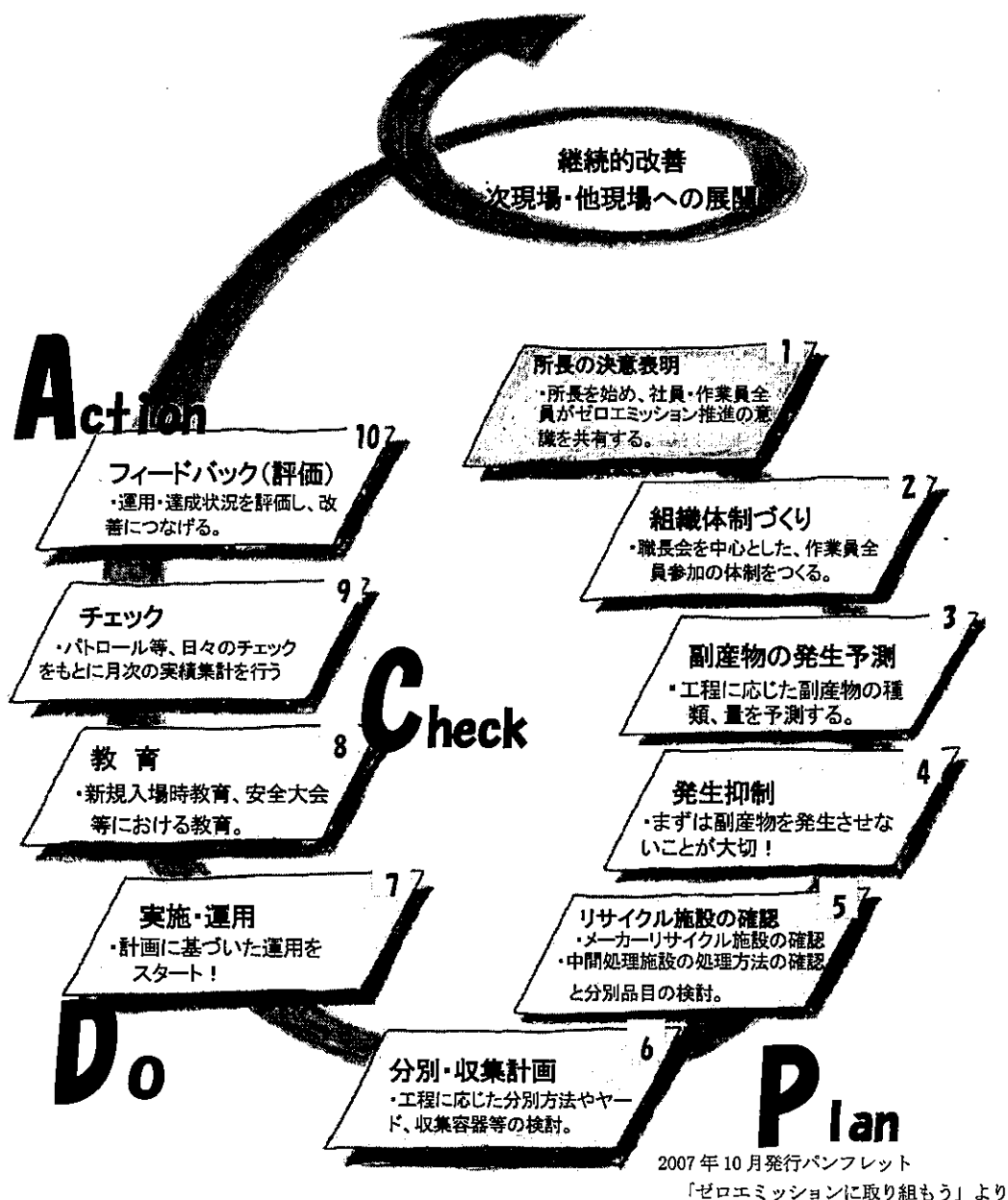
図-1 ゼロエミッションの概念

2. 鹿島におけるゼロエミッション

建設副産物の発生量は、土木・建築別、さらには建物用途などによっても大きく異なり、最終処分量も大きな差がある。そこで、鹿島では、発生する副産物総量のうち、どれだけの量が最終処分（埋立て）されたかという「最終処分率」を、全社共通の目標としている。

現在の中期目標（2015～2017年度）では、全社（土建）の目標値を3%未満としているが、長期ビジョントリプルゼロ 2050 では、2050 年のあるべき姿として、建設廃棄物のゼロエミッション化、持続的に利用可能な資材の活用、建造物の長寿命化により建設事業での“ZERO WASTE”を掲げている。あわせて、2030 年度の到達点として、自らの建設廃棄物の最終処分率をほぼ 0%とすることを目指している。

3. ゼロエミッション達成のためのステップ

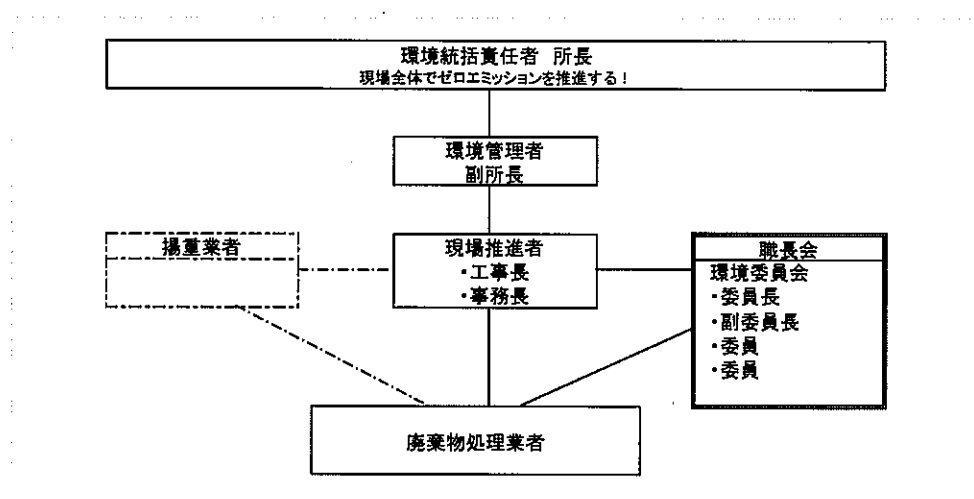


<ステップ1> 所長が明確な決意を表明する

建設工事では、膨大な種類の資材が投入され、様々な職種の作業員が従事している上、一品生産であり現場毎に副産物処理に関する条件が異なる。従ってゼロエミッションを推進するには、社員・作業員全員が意識を共有することが重要であり、そのためには現場所長による明確な決意表明が必要となる。

<ステップ2> 組織体制づくり

所長の決意表明を受け、ゼロエミッション責任者・担当者を現場所員からだけではなく、職長会（別途業者含む）からも選任し、ゼロエミッション推進組織を運営する。（職長会活動として、環境活動に取り組む）



図一2 組織体制の例

<ステップ3> 廃棄物の発生を予測する

工事期間中のどの段階でどのような廃棄物が発生するか、また大量に発生する廃棄物は何かを検討する。これにより対策が必要な時期及び重点的に対策を講ずべき廃棄物が明確になる。

検討に当たっては、環境管理計画書（土木は施工計画書 第11章）の「建設副産物の再生利用・処理計画」に基づき、発生する廃棄物の大枠を把握する。

<ステップ4> 廃棄物の発生自体を減らす方法を検討する

リサイクルを促進する以前に、まずは廃棄物を発生させない・発生を抑制することが重要である。協力会社、メーカーを交え、P C a化、省梱包化、ユニット化、プレカット化などの発生抑制策を検討する。また、再使用可能なものは繰り返し使うよう心掛ける。

検討に当たっては、環境管理計画書（土木は施工計画書 第11章）の「建設副産物発生抑制計画」に基づき検討する。

<ステップ5> リサイクル施設の確認及びリサイクル可能な資材を洗い出す

① メーカーリサイクル施設の確認

近年、端材を引き取りリサイクルする仕組みを整備しているメーカーが急速に増えてきている。10 - 14 頁「資材メーカーのリサイクル対応状況一覧」を参照して、採用の可否を検討する。

② 中間処理施設の処理方法の確認と分別品目の検討

建設廃棄物処理委託契約書の「丙での中間処理後の最終処分先」を確認し、リサイクルされている品目を把握したうえで処理施設のリサイクルルートに適合した分別品目を検討する。最終処分率を低減するためには、多くの品目をリサイクルしている処理業者を選定することが重要となる。

※混合廃棄物は選別が困難であるためリサイクル率が非常に悪くなる。最終処分量を減らすには、混合廃棄物を出来るだけ出さないことが重要である。

リサイクル可能な分別品目を増やし、混合廃棄物を出さない工夫が必要となる。

<ステップ6> リサイクル計画に応じた分別計画・収集計画を立案する

① 施工段階（工程）に応じた分別方法の検討

躯体工事と仕上工事では発生する副産物の種類や量が大きく異なるため、施工段階に応じた分別方法を検討し、効率良く集積容器を設置する計画とする。

② 施工段階（工程）に応じた集積ヤードの検討

確保できるスペースや、作業の優先順位により集積ヤードの形状は異なってくる。現場の状況に応じ、適切な集積ヤードを検討する。

表－1 集積ヤードの配置例

	ヤード配置	特徴
集積型	■ 1箇所の集積ヤードで管理	・ヤードが1箇所なので管理しやすい ・多くの現場で採用され馴染みやすい ・運搬経路が長くなる ・廃棄物が作業場所に放置されやすい ・混雑コンテナを設置すると分別が不徹底になりがち
分散型	■ フロア毎、エリア毎に分散して集積ヤードを設置	・採用事例は少ない ・運搬経路が短い ・回収時に工事用EVの活用が必要 ・回収に時間が掛かる ・分散しているため目が行き届きにくい ・収集(揚重)方法の検討が不可欠
個別型	■ 業者毎に集積ヤードを設置	・メーカーリサイクルに多く採用 ・責任の所在が明確 ・分別の徹底が図りやすい ・集積容器が多数必要

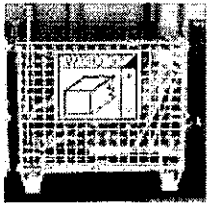
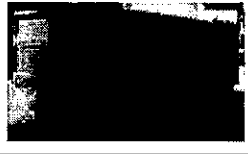
※大規模現場では生産性の向上をねらい、搬入・搬出を総合的に管理し効率を上げる「揚重センター」の活用事例が増えている

③集積容器の検討

集積ヤードの計画及び揚重計画、各集積容器のメリット・デメリットを勘案し、現場で採用する集積容器を選定する。

※特に混合廃棄物の集積容器を容量の大きなコンテナにすると、分別が疎かになる恐れがあるため極力避ける。また作業員の動線を考慮し、重いものから軽いものという順番、かつ最後に混合廃棄物の分別容器を配置すると分別が促進されやすい。

表-2 集積容器の種類と特徴

フレコン(トン袋) ■大きさ フレコン:1000*1000*1000 パレット:1240*1000*1000 ■メリット ・多品目の分別向き ・搬出が容易で早い ■デメリット ・空隙が発生し易い ・混入異物の摘出が困難 ・重量物には適さない ・容量が小さく多量発生品目には不向き ■搬出:クレーン付きトラック 	メッシュパレット ■大きさ 1000*1000*1000 ■メリット ・多品目の分別向き ・異物混入見つけ易い ■デメリット ・空隙が発生し易い ・搬出積込に時間が掛かる ・容量が小さく多量発生品目に不向き ■搬出:ダンプ 
シャッターコンテナ ■大きさ 1814*1814*2050 ■メリット ・火災防止 ・6m³までストック可能 ・集積時間制御が可能で、 ・保管物が水に濡れない ■デメリット ・フレコンやメッシュパレットよりも設置スペースが必要 ・搬出積込に時間が掛かる ■搬出:ダンプ 	手作りヤード ■メリット ・自由な設計が可能 ・大量の集積が可能 ■デメリット ・見栄えが悪くなる恐れ ・搬出積込に時間が掛かる ・内容物が見えないため、分別が不徹底になりやすい ■搬出:ダンプ 
2tコンテナ (容積 4m³) ■大きさ 内寸:850*1450*2860 外寸:925*1600*2915 ■メリット ・大量の集積が可能 ・搬出が早い ■デメリット ・スペースの確保が必要 ・混廃コンテナの設置は、資源物の安易な投棄を招きやすい ・内容物が見えないため、分別が不徹底になりやすい ■搬出:コンテナ 	4tコンテナ (容積 6~8m³) ■大きさ 6m³ 内寸:1000*1700*3600 外寸:1520*1806*3750 8m³ 内寸:1170*1900*3600 外寸:1520*2200*4000 ■メリット 同左 ■デメリット 同左 ■搬出:コンテナ 

④回収運搬車輛の検討

集積ヤードの計画では、回収容器の大きさのほか、回収運搬車輛の大きさも検討する必要がある。回収・積込時の必要な作業スペース・必要高さについても確認する。

<ステップ7> 計画に基づいて実施・運用する

立案した計画に基づき、ゼロエミッション活動を推進・運用する。

計画通りにいかない部分の見直しを次ステップで検討する。

<ステップ8> ゼロエミへの意識を高める教育を実施する

①組織で行う教育

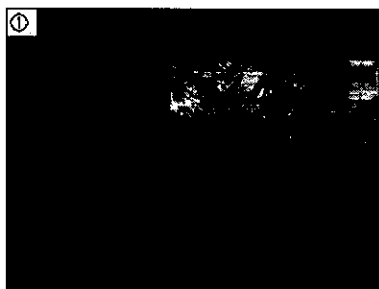
送り出し教育、新規入場者教育において、ゼロエミッションの内容を盛り込んだ指導を行う。また安全大会や災害防止協議会を活用した教育のほか、標語の募集やゼロエミッション週間、職長会環境パトロール等の各種イベントを通してゼロエミッション達成に向けた意識啓発を図る。

②現場事務所でのゼロエミッション活動

まずは自分たちにできることから実践する。事業系一般廃棄物の分別徹底から、紙コップや割り箸使用の禁止、コピー紙の裏紙利用等、身近にできる活動を実践する。

……事例紹介……

①朝礼広場に分別看板を掲示して作業員に対して分別品目を分かりやすくする工夫

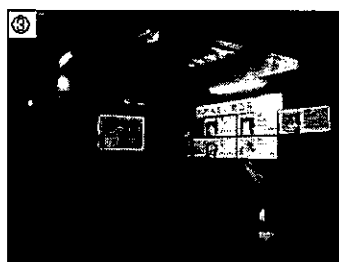


②ゼロエミステーションの設置例
1m3のメッシュボックス(キャスター付)を活用した事例



……事例紹介……

③わからない物ボックスの設置
分別が判らないものの専用のボックスを設置し、定期的に処理業者に分別の判断を依頼。分別方法を作業員にフィードバックし、分別精度の向上を図った。



④職長会での環境パトロール事例
職長会パトロールを活用して、全員参加でゼロエミッションの意識高揚と分別精度の確認を行った。



<ステップ9> チェック

職長会環境パトロールや日常管理を通じて、計画した活動の実施状況を確認する。また、環境情報システムへ副産物の処理実績を入力し、計画と実績を対比させて確認する。

<ステップ10> 活動状況や処理実績を基にフィードバックする

ステップ9でチェックした活動の実施状況や処理実績データを評価し、計画と乖離している場合にはその要因を掘り下げて分析した上で、計画の修正や活動の改善を行う。

4. 分別品目

「3.ゼロエミッション達成のためのステップ」でも示したとおり、「分別品目」をどのように決定するかが、ゼロエミッション達成を左右する重要な要素となる。

分別品目の決定は、いずれの処理業者（あるいはメーカー）に処理を委託するか、処理業者毎の処理方法によって大きく異なるが、以下に一般的な分別品目の例と、分別を行う根拠・留意事項を整理した。

※いずれの品目も、処理施設での受入条件（汚れの程度、大きさ、性状等）に合致した分別精度の確保を図る。

なお、コンクリートガラ・アスファルトガラ・木くず・段ボール・スクラップ・紙くず・
廃プラスチック類・石膏ボードについては、分別を必須とする。

注) スペースに余裕がない・少量しか発生しない等の場合、分別・内容物の表示が確実にできていれば主囊袋での分別・保管も可。

※石膏ボード・ALC・シーリング容器については、極力メーカーリサイクルを採用すること。

表-3 一般的な分別品目例

	分別品目	分別根拠	備考(施設選定時の留意事項等)
分別が必須	コンクリートガラ	建設リサイクル法対応	再資源化施設(再生砕石・再生砂へのリサイクル)の利用
	アスファルトガラ	建設リサイクル法対応	再資源化施設(再生アスファルト混合物)の利用
	木くず	建設リサイクル法対応	再資源化施設(パーティクルボード・チップ原料)の利用 単純焼却は原則付加 バイオマス発電の需要が伸びており、処理コストが低減
	段ボール	専門業者対応 処理コスト軽減	リサイクル専門業者を利用 分別保管時の水濡れ防止対策が必要
	スクラップ	専門業者対応 処理コスト軽減	リサイクル専門業者を利用
	紙くず	発生量多い	単純焼却ではなく、リサイクル(マテリアル・サーマル)ルートを持つ処理業者を選定することが重要
	廃プラスチック類	発生量多い	従来の埋立処理ではなく、セメントやRPFといったリサイクルルートを持つ処理業者を選定することが重要 RPFであれば紙くずとの混合でも可
	石膏ボード <メーカーリサイクル(以下、MR)以外>	発生量多い 適正処理の観点	メーカーが受け入れないボードでも、混合廃棄物に入ると全体として管理型処分しなければならない リサイクルルートを持つ処理業者を選定することが必要
	混合廃棄物	上記分別品目以外	処理業者がリサイクルルートを持たない場合は、分別品目も含めて混合廃棄物として排出する
	一般廃棄物(弁当ガラ・事務所紙など)	許可上および処理上の問題	容易に腐敗し、許可上も処理能力的にも、通常産廃業者では処理困難
地球的・数量等によっては検討すべき品目	石膏ボード<MR>	排出量多い	吉野石膏・チヨダウーテ 工場は全国各地に広く分布 分別保管時に水濡れ防止対策が必要
	ALC<MR>	分別容易 マテリアルリサイクル	クリオン、住友金属シボレックス、旭化成建材とともに対応可能
	シーリング容器<MR>	収集運搬・処分無料 マテリアルリサイクル	前田製作所(横浜ゴム・ハマタイト)限定
	ユニットバス梱包材<MR>	分別比較的容易	LIXIL限定 現状はつくば工場のみ対応可 収運費や、上野緑工場(三重県)への展開が今後の課題
	グラスウール<MR>	マテリアルリサイクル	発生量多い 工場が限られており、現場が工場から遠い場合は収運費との兼ね合いでコスト高になる
	ケイカル板<MR>	マテリアルリサイクル	発生量少ない //
	ロックウール<MR>	マテリアルリサイクル	//
	岩綿吸音板<MR>	マテリアルリサイクル	//
	硬質塩ビ管	分別容易 マテリアルリサイクル	塩ビ管のリサイクル施設は比較的全国に広く分布 http://www.ppfa.gr.jp/recycle/index.htm
	電線くず	分別容易 マテリアルリサイクル	
地球的・数量等によっては検討すべき品目	ケーブルドラム	リユース	
	パレット	リユース	

※メーカーリサイクルの詳細・必要手続については、「10-14 頁」を参照のこと。

[illegible]

委託契約書の3ページ目に、中間処理後の
最終処分（再生を含む）先が記載されている。

I、IIの品目がリサイクルされるもの。

※委託契約書は「9-17頁」を参照のこと。

5. 副産物の種類とリサイクル・処分方法一覧表

- ・再使用をまず検討し、次に再資源化、最後の手段として処分を考える。
- ・この表は主として新築工事から発生する副産物を対象としている。解体工事から発生する副産物については「11 解体・リニューアル対策」参照のこと。

【凡例】 手続欄の「A」～「F」:「6. 副産物の分類と手続き一覧」参照

「※」: 現場内でも取り組める手段

「R1」: 資源有効利用促進法の指定副産物

「R2」: 建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物

			計画優先順位					
			高	→ 低				
区分	種類	内容	再使用	手続	再資源化	手続	処分	手続
現場内発生副産物	発生土 R1	砂・砂利 掘削土 地盤改良土	埋戻し土※ 造成材	E F	改質 ・造成材※			
	汚泥	杭・SMW泥水 シールド汚泥 泥状の掘削土 粉末状セメント	埋戻し材※ (自ら利用)	F	再生 ・流動化土※ ・焼成砂 ・セメント原燃料	A E F	脱水 ・天日乾燥 ※	A
		ベントナイト泥水	ベントナイト泥水	E	・ベントナイト泥水			
	コンクリート が ら R2	はつりがら・残コン 固化したセメント			破碎 ・再生碎石※	A E F		
	アスファルト・ コンクリート が ら R2	アスファルト舗装の解体が ら CBくず	路上再生工法		破碎 ・再生アスコン※	A		
	木くず R2	型枠材	型枠再使用※ (転用)	D	破碎 ・製紙用チップ ・ボード用チップ ・燃料用チップ	A	焼却	A
		足場材・バタ角 解体木くず 梱包材 パーティクルボード						
		伐採材、抜根材			・たい肥用チップ※ ・マルチング用チップ※	A F		
	金属くず (スクラップ)	鉄骨鉄筋くず 金属加工くず 金属型枠 ファスナー金物類 番線・LGS・パイプ ダクト雑材 スチールサッシ ダンパ・配管くず類			再生 ・電炉鋼	B		
		電線類			・再生銅	B		
	ガラスくず タイルくず	石膏ボード			再生 ・土壌改良材	A	破碎	A
		岩綿吸音板・ALC ロックウール保温材 グラスウール保温材			メーカーリサイクル	C		
		耐火被覆くず (ロックウール吹付)	再吹付け※	F			圧縮※1	A
		ケイカル板くず れんが・石類			メーカーリサイクル			
		衛生陶器類、タイル			メーカーリサイクル	C	破碎	A

計画優先順位

高 ← → 低

区分	種類	具体的内容	再使用	手続	再資源化	手続	処分	手続
現場内発生副産物	廃プラスチック類	養生シート・梱包ビニール 養生残材 電線被覆くず 樹脂製梱包材（シート・バンド・袋類）			・RPF ・セメント原燃料 ・高炉還元材 ・ペレット化	A	破碎 圧縮 溶融	A
		発泡ウレタン			・軽量骨材 ・セメント原燃料 ・高炉還元材	A	破碎 溶融	A
		プレート類 タイルカーペット 長尺シート・PVA断材			・セメント原燃料 ・高炉還元材	A	破碎 溶融 溶融※1 破碎	A
		塩ビ管			再生	B		
		塩ビ床シート			メーカーリサイクル	C		
		発泡スチロール 発泡ポリスチレン			再生 ・再生油 ・セメント原燃料	A		
	段ボール	梱包材	養生・梱包材※		再生 ・再生段ボール	B	焼却	A
	紙くず	マスキングテープ類 紙カス・紙袋・梱包紙類 ボイド			・RPF ・セメント原燃料	A	焼却	A
	繊維くず	水系類 布テープ類 布クロス ウエス類			・セメント原燃料	A	焼却	A
	混合廃棄物	コンクリートがら～繊維くずの分別困難なもの					選別	A
事務所 詰所内発生副産物	廃油 有機溶剤	塗料・シンナー類 プライマー・防水材 配管切削油 油含みウエス 重機の潤滑油・軽油 接着剤・アスファルト類			再生 ・再生油	A	焼却 油水分離	A
	金属くず (スクラップ)	飲料缶			再生 ・再生アルミ ・棒鋼・ブリキ	B		
	廃プラスチック類	ペットボトル			再生		圧縮	
		弁当ガラ					破碎	
	紙くず	不要書類・コピー類 梱包紙 新聞紙・雑誌類	裏面使用※		再生 ・コピー紙 ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー	B	清掃工場にて 焼却	
	段ボール	梱包材	梱包材※		再生 ・再生段ボール	B	清掃工場にて 焼却	
その他	その他ゴミ	生ゴミ 家具・備品類 タバコの吸いがら					清掃工場にて 焼却	

12 資材調達

1. グリーン調達

建設分野における「グリーン調達」とは、建造物の構築時、建物運用時及び解体時において環境負荷の小さい資材、工法、技術を採用することをいう。

(1) 当社におけるグリーン調達

2001年9月に「鹿島グリーン調達指針」を制定し、設計～施工の各段階で実施すべき活動内容を規定している。

また、2013年に策定した環境ビジョン：トリプルZERO2050では、2030年目標（ターゲット2030）として「主要資材*の再生材利用率60%以上」を掲げている。これらの主要資材の総使用量と再生材利用率は、毎年発行される「鹿島CSR報告書」や公開ホームページでも情報公開している。

*主要資材：鋼材、砕石、アスファルト、セメント、生コンクリート

(2) グリーン調達品目について

グリーン調達品目の選定根拠として、

- ① CO₂削減効果（製造時・運用時）が大きい
- ② 建設現場での取扱量が多い
- ③ 品質面・コスト面で従来品と同等である
- ④ 現場からの提案で採用が容易である
- ⑤ 採用実績の集計が容易である

といった条件を総合的に勘案して下記に示すグリーン調達品目を選定した。このリストはグリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「公共工事」部分を反映して毎年更新されており、グリーン調達の提案時に参照されたい。

*KARISMA-Net(環境)→「さらなる環境管理活動」→「グリーン調達」に掲載

(3) 現場で実施すべき事項

① 採用品目の検討

設計図書の中からグリーン調達品目に該当するものを抽出するとともに、コスト・品質・納期等を勘案し、採用できる可能性がある品目を検討する。

② 積極的な採用提案

選定した品目について、発注者及び設計者・工事監理者に対し提案する。

③ 実績入力

アスファルト、砕石に関しては、現場がバージン材、再生材の使用量を集計して、竣工までに環境情報システムに入力する。

(4) 支店で実施すべき事項

①計画審査・指導

現場の作成した環境管理計画書を審査し、必要な指導・助言・情報提供を行う。

②現場の実績入力状況の監視

現場の環境情報システムへの入力状況を監視し、入力漏れ・入力ミスをチェックし、必要な指導を行う。

③主要資材の実績入力

資材調達担当部署は、グリーン調達品目に該当する主要資材（鋼材・セメント・生コン）の調達実績を購買実績管理システムに入力する。



＜参考＞ 鹿島グリーン調達指針、グリーン調達品目リスト

KARISMA-Net(環境)→「さらなる環境管理活動」→「グリーン調達」

URL: <http://kajima-fs11.kajima.co.jp/division/sead/kankyo/3/index.html>

2. 新增築工事における石綿の使用禁止等について

(1) 輸入建材使用時の対応

「11. 解体・リニューアル対策」に記載したように、日本においては段階的な法規制を経て2006年9月以降は、0.1重量%を超えて石綿を含有する製品の製造・使用・輸入が全面的に禁止されているが、中国・タイ・ベトナム等においては、石綿使用が全面的には禁止されていない。日本では輸入も禁止されているが、輸入元がどの程度のチェックをしているかは不明であることから、石綿含有の恐れのある輸入資材（ボード等）を使用する際は、輸入元または協力会社に石綿含有分析結果の写しを求め、石綿が非含有であることを確認すること。

(2) 石綿不含証明を求められた場合の対応

当社の竣工物件について、発注者から石綿含有建材が使用されていないことの証明を求められるケースがあるが、規制が段階的に行われてきたこともあり、建築物等への石綿の非含有を証明することは非常に困難である。このため、このようなケースにおいて発注者に提出する書式（「石綿含有建材不使用報告書」または「石綿含有建材に係る報告書」）を定めたので、発注者に対して、当社としてはこれらの書式しか提出できないことを説明すること。

【参照】

- 輸入資材使用時の石綿非含有確認の徹底について（安内第6号他、2011年4月6日）
<<http://www.net.kajima.co.jp/division/ankan/tuutatu115/annai/an06.pdf>>
- 石綿不含証明を求められた場合の対応について（安内第50号他、2013年8月1日）
<<http://kajima-fs11.kajima.co.jp/division/sead/kankyo/5/menu/yugai/yugai.html>>

産業廃棄物の排出量及び委託量の現状と計画

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		産業廃棄物の処理の委託に関する事項										
産業廃棄物の種類	①現状【前年度実績】		①現状【前年度実績】					②計画【目標】				
	排出量	②計画【目標】	全処理委託量	優良認定処理業者への委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	全処理委託量	優良認定処理業者への委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
燃え殻												
汚泥	37	35	37	14	37		35	15	35			
廃油	2	2	2		2		2		2			
廃酸												
廃アルカリ												
廃プラスチック類	189	180	189		189		180		180			
ゴムくず	8	5	8		8		5		5			
金属くず	56	55	56		56		55		55			
ガラス陶くず												
鉱さい												
かたき類	8,748	8,485	8,748	946	8,748		8,485	950	8,485			
ばいじん	10	5	10		10		5		5			
紙くず	9	5	9		9		5		5			
木くず	1,036	1,000	1,036		1,036		1,000		1,000			
繊維くず												
混合廃棄物	63	60	63		63		60		60			
合計	10,158	9,832	10,158	960	10,158	0	9,832	965	9,832	0	0	